

一般財団法人日本国際政治学会 理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本国際政治学会（以下、本会と言う）の理事会の運営に関して必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、本会の重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、定款 23 条に定める職務遂行に必要な場合には意見を述べることができる。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、原則として三、六、九月に開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けた時又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集し、副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が指定した順序により常任理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前期の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前二項に順じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続き)

第6条 理事会の招集通知は、理事会開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面若しくは電磁的記録により通知しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議開催の日時、場所及び主な議題を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、定款第30条第2項の規定に基づき、議長は出席理事の互選で定める。

(出席状況の報告)

第9条 議長は、議事に入る前に、理事及び監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(決議事項)

第11条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会招集に関する事項
- (2) 組織及び人事に関する事項
- (3) 財産・財務に関する事項
- (4) 重要な業務執行に関する事項
- (5) その他の法令及び定款に定める事項

2 理事長は、前項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第12条 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に四ヶ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事の経過の要項及びその結果並びに法令で定める事項を記載して、会議に出席した理事長及び監事が、これに記名押印する。理事長が理事会を欠席していた場合には、出席していた理事及び監事の全員がこれに記名押印する。

2 前項の議事録は、本会の主たる事務所に十年間備えおかななければならない。

附則 この規程は、平成25年9月22日から施行する。